



あなたの暮らしのそばにいる

東海税理士会

成年後見支援センターのご案内

税理士会は成年後見人等として、
あなたの権利・財産を守ります。

気軽にご相談ください。

(ご相談は無料です。)



成年後見制度とは

認知症などで判断能力が十分でない方々を支援するため、
共に生きる社会の実現を目指す仕組みです。
成年後見人には、親族のほか、税理士等の第三者もなる
ことができます。

例えば こんな時。

- ◎子供がなく、親戚とも疎遠です。高齢になった時の生活や財産管理が心配です。
- ◎賃貸マンションを所有していますが、高齢の為、維持管理に不安をもっています。
- ◎認知症の進んだ親が訪問販売で高額商品を買わされた。
- ◎銀行で成年後見人をつけて下さいと言われた。

成年後見支援センターを利用するには・・・ **相談方法は2つ**

まずはお電話ください

052-581-7474

相談員と直接会って
相談したい

相談日の予約

ご来会いただき
面談相談

このまま電話で相談したい

相談員と直接電話相談

相談日 電話相談 毎週水曜日
面談時間 毎週水曜日 (事前予約制)

相談時間 午前10時～午後4時30分 (受付は4時まで)

休室日 祝日および夏期、年末年始等

相談方法 電話または面談による相談
相談用電話 052-581-7474

所在地 〒450-0003 名古屋市中村区名駅南 2-14-19 住友生命名古屋ビル 22階 TEL: 052-581-7508
(相談以外の連絡先)

東海税理士会ホームページ <http://www.tokaizei.or.jp/>

